

平成 29 年度第 2 回刈谷市都市計画審議会議事録

1 日時及び場所

平成 30 年 1 月 31 日（水）午後 1 時 30 分～

刈谷市役所 7 階 大会議室 B、C

2 出席した委員

瀬口哲夫（会長）、太田宗一郎、加藤保広、深谷好洋、加藤勝、渡辺周二、山崎高晴、稲垣雅弘、松永寿、伊藤幸弘、風井伸夫、野々山弘紀、水野高德、浅川久美子

3 欠席した委員

永井雅彦、磯部友彦、清水俊安、鈴木絹男

4 出席した関係職員

建設部長、水資源部長、都市政策推進監兼まちづくり推進課長、事業推進監、都市交通課長、担当職員 8 名

5 議事

議案第 1 号 西三河都市計画駐車場の変更について

諮問第 1 号 刈谷市立地適正化計画（案）について

6 開会

（事務局）皆さん、こんにちは。都市政策推進監の齊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から平成 29 年度第 2 回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、皆様へお願いがございます。携帯電話は電源を切っていた

どうか、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。

この都市計画審議会の会議は、平成23年度から原則として公開しております。本日は、傍聴人の方はいらっしゃいませんが、議事録につきましては、ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、瀬口会長からごあいさつをお願いします。

(瀬口会長) 寒い中、ご苦労様です。今日車で知立から県道51号線を通ってきましたが、あの低木は、非常に綺麗に剪定されているので、刈谷市に入ってくるときは、なかなか気持ちが良いなと思っております。刈谷駅前も非常に綺麗に管理されていますし、やはり刈谷市に入ってくる幹線道路については、今後も景観を向上して都市の魅力を中心部とともに高めていただきたいと思います。

本日は、刈谷市の立地適正化計画もご議論いただくことになっておりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

(事務局) それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の会議次第、委員名簿、席表、刈谷市都市計画図、「パブリックコメントの結果について」、「刈谷市立地適正化計画（案）都市計画審議会用」と「概要版」です。それに事前にお渡しさせていただいております「平成29年度第2回刈谷市都市計画審議会の議案書、諮問書」ですが、皆様よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。これより刈谷市都市計画審議会条例第7条第2項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を瀬口会長よろしくお願いいたします。

(瀬口会長) 議事進行を務めさせていただきます。よろしくご協力お願いいたします。永井雅彦委員、磯部友彦委員、清水俊安委員、鈴木絹男委員より欠席の届け出があり、出席人数は14名で過半数に達していますので、刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項により審議会は成立いたします。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名者を水野高德委員にお

願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。後日事務局より議事録の確認のためおじゃまさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、皆様にご審議いただく案件は2件ありまして、議案第1号 西三河都市計画駐車場の変更と、諮問第1号 刈谷市立地適正化計画（案）についてです。

1件目の議案第1号 西三河都市計画駐車場の変更は、刈谷市決定案件ですので、当審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画を決定するものです。

それでは議案第1号「西三河都市計画駐車場の変更（刈谷市決定）について」事務局より説明をお願いします。

（笹尾課長） 都市交通課長の笹尾でございます。

議案第1号「西三河都市計画駐車場の変更 刈谷市決定」について説明させていただきます。

初めに、この議案に関係する本市の駐車場施策の説明をさせていただきます。第7次刈谷市総合計画におきまして、重点的に取り組むべき主要プランの1つとして『自転車や公共交通機関を利用しやすく環境にやさしいまちづくり』を掲げ、この中で、「駐車場の需要実態を踏まえ、公共駐車場を設置する」としております。

また、第3次刈谷市都市計画マスタープランでは、「駐車場は、路上駐車減少や交通渋滞緩和の役割を担っていることから、生活環境や円滑な都市活動の維持をめざし、需要実態を踏まえて公共駐車場を適切に設置する」としております。

今回の議案であります神田駐車場は、昭和51年に地表式約210台の駐車場として都市計画決定をし、その後の駅周辺の駐車場需要の高まりを受け、平成5年に地上5階6層約510台の立体式駐車場として都市計画の変更を行い、現在に至っております。

資料集、図面番号1の総括図をお願いします。図面中央の黒線で囲まれた、神田駐車場を含む刈谷駅周辺の駐車場整備地区内においては、将来需要台数を満足する駐車場が既に整備されております。

そこで、もともと緑地として計画し、その後、放置自転車保管場として利用してきた用地で、今後も駐車場利用としての見込みはない不整形の土地を除外し、神田駐車場の配置計画等を見直すものでございます。

議案書1ページをお願いします。

変更する内容としましては、駐車場の名称、位置、面積、構造を都市計画に定めるものでございます。

「名称」のうち、番号は第11号。駐車場名は、神田駐車場でございます。

「位置」は、お手元の資料集、図面番号1の総括図をご参照頂き、赤枠を付した箇所、刈谷市神田町1丁目及び3丁目でございます。なお、変更前の区域は総括図中の黄色の枠を付した箇所でございます。

「面積」は、資料集、図面番号2の計画図中、赤枠で囲われた箇所、約7,800㎡でございます。なお、変更前の面積は約8,500㎡でございます。

「構造」は、地上5階の6層。参考事項と致しまして、駐車台数は約510台、出入口は図面番号2の計画平面図に示しますように、車出入口、歩行者出入口それぞれ1箇所ずつで、規模や構造の変更はございません。

変更理由としましては、駐車場の配置計画を見直し、現在の都市計画駐車場の機能を確保しうる必要な面積に変更するものでございます。

以上が議案第1号「西三河都市計画駐車場の変更について」の内容でございます。なお、本都市計画の変更案につきましては、都市計画法第17条に基づき平成30年1月10日から1月24日までの2週間、縦覧に供しましたところ、意見書などの提出はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、本審議会の議決を頂きましたら、「愛知県知事の協議」を経て、3月頃を目途に、本件都市計画の変更に関する告示をさせていただきます。

また、今回除外する区域にあります放置自転車保管場は拡張移転をし、跡地にはJR東海の保線区等の事務所が建設される予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

(瀬口会長) ありがとうございます。ただいまの議案第1号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(瀬口会長) 東海道線と名鉄三河線に挟まれた三角州みたいなところにある立体駐車場の配置の変更で、現在は6層の立体駐車場があるということでございます。

直接、関係ないと思うのですが、現在510台の駐車場の利用率みたいなものは、

どんな感じでしょうか。分かりましたら教えてください。

(笹尾課長) 28年度現在ですが、年間で78%くらい、平均台数は373台でございます。

(瀬口会長) ありがとうございます。年間78%くらい、平均台数が373台ということで、機能的には十分役割を果たしていると言えます。

ピークのあるときがあるかもしれませんが、平均通してみると十分機能している駐車場だと報告がありました。

(瀬口会長) その他、何かご意見等はございませんか。他に、ご意見等もないようですので、ただいまの議案第1号につきましては、原案どおり決定してよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて2件目の審議に入ります。諮問事項であります諮問第1号につきましては、当審議会に刈谷市長より諮問された案件であり、委員の皆様にご意見を求めるものがございます。

それでは諮問第1号「刈谷市立地適正化計画(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

(齊藤推進監) 『刈谷市立地適正化計画(案)について』説明いたします。

説明に入ります前に、本日の審議会に先立ち事前に送付いたしました資料に【パブリックコメント用】と記載された計画(案)があります。こちらの内容でパブリックコメントを実施しましたところ、計画の骨子の変更を必要とする意見はありませんでしたが、パブリックコメントを踏まえ一部修正していますので、計画(案)をご覧頂く際は、本日机に置きました【都市計画審議会用】をご覧ください。なお、パブリックコメントの結果につきましては後ほど、詳細をご説明いたします。また、計画(案)の内容の説明につきましては、時間の都合もありますので、要点をまと

めた諮問書でご説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

「1 計画の概要」です。

(1)「策定の趣旨」であります。立地適正化計画は、従来の土地利用計画に加えて、居住の誘導や、福祉・商業施設などの都市機能の誘導により、コンパクトシティの取組みを推進するため、平成26年に都市再生特別措置法の改正で制度化されました。

本市においては、コンパクトシティを機能集約型都市構造として、総合計画や都市計画マスタープランに位置づけており、立地適正化計画を策定することで、実現に向けた取組みを示すとともに交付金など国が示す支援制度を活用できる環境を整え、事業の推進を図ることを目的としております。

なお、昨年度末に都市機能の誘導方策を定めた計画を策定・公表しており、今年度は、これに居住の誘導方策を加えた計画を策定し、平成30年度中に公表してまいります。

次に(2)「計画の前提」であります。国の指針に基づき、アの「計画の位置づけ」は都市計画マスタープランの一部とみなし一体で機能する計画、イの「計画対象区域」は市域全域、ウの「計画期間」は20年の都市の姿を展望し、またその先の将来を考慮する必要があることから平成52年度までとしております。

2ページをお願いいたします。

(3)の「都市構造上の課題分析」につきましては、まず、アの「分析項目の整理」に示すように、居住の誘導を視点として、居住の特徴と都市機能の特徴とに分けて、分析項目を記載のように整理し、結果から課題と特性を整理しております。

このうち、課題と特性を整理する上で特に関連する項目についてご説明します。

3ページをお願いいたします。イの「居住の特徴と課題」です。

まず1つ目は、(ア)「市中心部における人口密度の低下の進行」です。上の折れ線グラフをご覧ください。これは、濃い線が市域全体、薄い線が市中心部の人口密度の推移を示しており、濃い線の市域全体は上昇している一方で薄い線の市中心部は減少していることがわかります。つまり、市域全体では人口密度が上昇している一方、市中心部では人口密度が減少していることを示しております。

4ページをお願いいたします。2つ目は(イ)の「子育て世代の転出」です。

このグラフは平成17年と平成22年の国勢調査結果を整理しており、20代で転入し、30代で転出している状況がわかります。

3つ目は(ウ)の「高齢化の進行」です。この2つの図は、左側の平面図が分布を示し、右側のグラフが傾向をしめしており、市域全体で高齢者が分布し増加傾向であることがわかります。

5ページをお願いします。4つ目は(エ)の「市域全体でみると当面は人口が増加し、郊外部で人口が維持または高まる一方で中心市街地では人口密度の低下」が懸念されることを示しております。

この表は地域別の将来人口を示しており、一番右側の列が平成22年を基準として30年後の平成52年を予測しており、その人口の差を示しております。この表から読み取れることは、一番上の欄の中心市街地がマイナスとなっており、その他は南部でごくわずかのマイナス以外はプラスになっていくことが見込まれます。つまり、現状のみならず将来に向けても中心市街地の人口密度の低下が懸念されております。ここまでの「居住の特徴と課題」になります。次に「都市機能の特徴と課題」です。

6ページをお願いします。

上の図は生活に必要な施設として福祉施設、商業施設、医療施設、下の図は公共交通を対象に、国の指針に基づき、駅やバス停から徒歩での利用が可能な圏域を示しております。市域全域で施設や公共交通の利用が可能ですが、中心市街地と郊外部では、特に配置に差が見られない状況であります。

7ページをお願いします。

これまでの都市構造の課題分析から、(4)「立地の適正化に関する基本方針」を設定しております。

アの「目標とする都市構造」は、本計画においても都市計画マスタープランと同様に機能集約型都市構造を目指すものとし、イの「まちづくりの方針」は、『選べるから選ばれつつけるまちづくり』として設定しております。これは、課題である子育て世代と高齢者を対象に、ニーズにあわせて居住地を選択できるようにするものです。現在、施設の配置状況が市域全体で充足しているものの、郊外部と中心市街地で差が見られないことから、中心市街地において更なる魅力の向上が必要であるとしております。

8 ページをお願いします。

ウの「課題解決のための誘導方策」は、市街化区域ではこれまでどおり居住を進めつつ、課題の解決に向けて人口密度の適正な配置や世代間バランスの確保を視点に行っていくこととし、中心市街地の魅力の向上にむけて、施設の充実を図り、子育て世代と高齢者の方々の誘導を図ることで、郊外部では世代間の入れ替えが生じ、課題である中心市街地の人口密度を高めるとともに、市域全域で見られる子育て世代の転出と高齢化の進行が抑制されるものと考えております。

この誘導方針に基づき、(5)「都市機能誘導区域及び誘導施設の設定」では、アの「都市機能誘導区域の設定」において、都市計画マスタープランと国の指針を踏まえ、都市計画マスタープランにおける『中心市街地地区』を都市機能誘導区域に設定しております。

9 ページをお願いします。

イの「誘導施設の設定」において、施設の充足状況や配置状況とともに、子育て世代と高齢者世代の方々の魅力となる施設を視pointsに、表の二重丸に示す4つの施設を誘導施設として設定しております。ウの「誘導のために講ずべき施策」において、国の指針に基づき【国等が直接行う施策】として税制優遇制度や事業費支援制度が受けられること、【国の支援を受けて市が行う施策】として施設の整備に際し国の交付金を活用すること

10 ページをお願いします。

【市が独自に講ずる施策】として、誘導施設の整備には公的不動産や空き家などを活用すること、中心市街地の魅力の向上を図ること、観光資源を発掘し発信していくこと、鉄道駅など交通結節点の機能を拡充することなど記載の6つの項目を設定しております。

(6)の「届出制度」では、計画を策定・公表した際には、法の規定により、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する際は市へ届出が必要であり、市は誘導のための情報提供を行うこととなります。

以上が昨年度公表した内容となり、これ以降が今年度検討する項目として昨年度の内容に新たに加わった項目になります。

10 ページをお願いします。

(7)「居住誘導区域及び誘導施設の設定」では、アの「居住誘導区域の設定」

として、都市拠点の核である刈谷駅及び刈谷市駅を中心とした半径1kmの区域を基本に、都市機能誘導区域における誘導施設の効果が及ぶ範囲を定め、用途地域の境界を考慮しつつ、市街化調整区域などを除外した、11ページの青着色された実線で囲まれた区域を居住誘導区域に設定します。

イの「誘導のために講ずべき施策」において、【国の支援を受けて市が行う施策】として施設の整備に際し国の交付金を活用すること【市が独自に講ずる施策】として、住宅地に関する施策では、住宅や住宅用地の創出に向けて、土地の高度利用や空き家等を活用すること、銀座AB地区のように利便性の高い複合施設の立地を促進すること、歴史的建造物等を活かし、市民がまちへの愛着と誇りを持って暮らせるよう、まちなみ景観の形成について検討すること、住工混在地区の用途純化を図り、良好な居住環境を創出するとともに、不足する住宅用地の供給を促進することを設定しております。

12ページをお願いします。

「良好な住環境形成に関する施策」のうち、「公共交通に関連する施策」では、都市機能誘導施策と同様に鉄道駅などの交通結節機能の拡充や移動の円滑化などを始め、記載のとおり設定しております。「居住環境の整備」では、狭あい道路や公園などの都市基盤の整備を進めること、電線類地中化や公園などの既存ストックの機能強化を進めること、中心市街地の魅力を創出し、住みたくなるようなまちづくりを計画的に推進することを設定しております。「子育て支援に関する施策」では、「子育てしやすいまち」、「子どもを育てたいまち」の実現に向けて各種取組みを推進することを設定しております。

(8)の「届出制度」では、計画を策定・公表した際には、法の規定で定められており、誘導のための情報提供を行うことを目的としております。

13ページをお願いします。

(9)「計画の評価」におきましては、本計画は社会情勢等の変化に伴い必要に応じて見直す等、動的な計画として運用してまいります。イの「評価指標の設定」では、居住や都市機能の誘導を図ることにより期待される効果を検証するため、記載の3つの指標を設定します。

1つ目は、「居住誘導区域における人口密度」です。この指標は、市中心部における人口密度の低下という課題に対応し、都市機能の効果が及ぶ範囲に居住が誘導さ

れているかを把握するために設定しています。

2つ目は、「中心市街地内における低未利用地割合」です。この指標は、居住の誘導が図られることにより、現在の空き地や平面駐車場などの低未利用地が有効に活用されているかを検証するために設定しています。

3つ目は、「刈谷駅周辺が活気や魅力があると思う市民の割合」です。この指標は、誘導方策による都市機能の充実により、中心市街地の魅力を市民が実感できているかを確認するために設定しています。

ウの「目標値の設定」では、ただ今説明しました3つの評価指標に対応したそれぞれの現況値と平成52年度における目標値を13ページ下部から14ページに記載のとおり設定しております。

「2 策定の経過」であります。機能集約型都市構造の実現に向けた取組みは、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実などに関し、公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地活性化などまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それら関係施策との整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に検討することが必要になります。

また、関係施策との連携を図るためには、都市計画部局と関係施策の担当課など行政機関のほか、関係団体、公共交通に係る交通事業者、住民代表の方々などの様々な関係者が参画する部会等を設置し、都市計画部局と医療・福祉・子育て支援・商業等の担当部局が連携して、共有した都市が抱える課題の解決に取り組むことが重要となります。

そこで、本計画の素案の策定に向けた検討では、学識者、各種関係団体及び県等の行政職員で構成する策定委員会、庁内の関係各課で構成する策定部会と作業部会を設置し、個別のヒアリングを含め、計6回の検討会議を開催し、ご意見をいただきながら進めてまいりました。

さらに、素案に対し、昨年12月1日から今年1月4日までの35日間パブリックコメントを実施し、広く市民の皆様からのご意見もいただきながら、本計画（案）を策定しております。

それでは、パブリックコメントについて説明させていただきます。別紙の「パブリックコメントの結果について」をお願いします。

「1 実施状況」ですが、4名の方から合計15件の意見をいただきました。

内訳としましては、窓口への持参が6件、FAXで1件、Eメールで8件のとなっております。

次に、意見の内容を計画書と対比して、分類したものを「2 内容別意見の件数」にまとめております。意見の内訳としましては、【2 内容別意見の件数】で示しますように、「第1章 計画の前提」に関する意見が1件、「第2章 上位・関連計画の整理」に関する意見が1件、「第3章 都市構造上の課題分析」に関する意見が3件、「第6章 居住誘導区域及び誘導施策の設定」に関する意見が7件、「第7章 計画の評価」に関する意見が2件、「その他」としまして計画の公表時期についての意見が1件ありました。

いただきましたご意見とそれに対する市の考え方を、「3 意見の概要と市の考え方」にまとめておりますので、この中から主な意見について説明いたします。はじめに「第1章 計画の前提」に対する意見は、「国が推進する『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』と刈谷市がいうそれは異なっているように感じる。刈谷市が目標に掲げる『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』像の認識を伺いたい。」という内容です。

市の考え方としましては、「本市では『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を『機能集約型都市構造』として第3次都市計画マスタープランに位置づけており、その中で刈谷駅と刈谷市駅を都市拠点として、その他鉄道駅などを地域拠点として位置づけ、各拠点に都市機能や生活機能の誘導を図るとともに、拠点間を鉄道やバスなどの公共交通で結ぶことで、暮らしやすい持続可能な都市づくりの実現を目指すとしており、国の掲げるまちづくりの方針と概ね一致するものと考えている。」と回答した上で、「この立地適正化計画は、都市計画マスタープランと一体で機能する計画であるため、将来都市構造の実現方策としてこの計画を活用していく。」と付け加えます。

裏面2ページ目の中段をご覧ください。

「第3章 都市構造上の課題分析」に対する意見は、「中心部の人口密度の低下という要因のほかに、中心市街地に居住を強く促進しなければいけない理由を示す別の根拠はないだろうか。」という内容です。

市の考え方としましては、「本市は、かつて刈谷城を中心に城下町として栄え、近年では刈谷駅や刈谷市駅の2つの鉄道駅を中心として発展してきており、これら

を含む中心市街地は社会資本が集積した区域となっており、これら既存ストックを活用し、居住を進めることは持続可能なまちづくりを推進する上で重要であると認識している」との考えを示した上で、「単身の高齢者世帯の割合が高いことから、今後空き家が増加する可能性が懸念されること、低未利用地の割合が高く土地の有効活用が図られていないことを課題として捉え、課題の解決に向けて誘導施策を活用することとしている。」と回答します。また、「居住を強く促進しなければいけない」という意見につきましては、「本市の誘導方針は子育て世代と高齢者を対象にニーズにあわせた居住地の選択肢を増やすという考え方であり、緩やかな誘導を考えている。」と回答します。

3 ページ目の中段をご覧ください。

「第6章 居住誘導区域及び誘導施策の設定」に対する意見は、区域設定に関し、「市中心部以外の区域は今後どうなるのか。」「市内南北のバス路線沿線も居住誘導区域に指定してほしい。」などの内容です。

市の考え方としまして、「本市は当面、人口が増加傾向にあり、郊外の地域拠点周辺において人口集積が高まる傾向にある。このため、地域拠点周辺をはじめ市街化区域ではこれまでどおり都市計画マスタープランに基づき、必要な機能の配置に努めるとともに居住を進めていく。」と回答した上で、「本計画では、本市が抱える課題である市中心部において懸念されている人口密度の低下や高齢化の進行などに対応するため、居住誘導区域を設定し、課題の解決とともにめざすべき都市構造の実現に向けて、各種取組を推進していく。」と回答します。

次に、4 ページ目の上部をご覧ください。

「居住誘導区域の拡大図しか示されていないが、市域全域との位置関係を示した方がわかりやすい。」との意見に対し、この意見を踏まえ、都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定について記載した頁に市域全域との位置関係が分かる図を追記します。

次に、中段をご覧ください。

「第7章 計画の評価」に対する意見は、「計画期間が長く感じる。区域の見直しなどは考えているのか。」という内容です。

市の考え方としましては、「計画策定後の社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うなど、動的な計画として運用していく。」と回答します。

諮問書15ページをお願いします。最後に「3 公表」ですが、本審議会の諮問を踏まえ、最終案を策定し、平成30年度中に公表してまいります。

以上、刈谷市立地適正化計画についての説明とさせていただきます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

(瀬口会長) ありがとうございます。ただいまの諮問第1号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(稲垣委員) 計画に反対というわけではないのですが、方向性というか、どういった考え方かをお聞きしたいと思います。平成26年にできた都市再生特別措置法に基づき、都市機能の誘導方針を先行して昨年度定めたものと理解しており、こうした総合的な計画ができてきたことは嬉しいことだと思います。この計画の2ページのところに、コンパクトプラスネットワークのコンセプトというのがあると思います。この中で、私も今回パブコメを見させていただきまして、刈谷市の7つ計画が同時に意見募集していました。以前は、ハードの部分だけやっていたという感覚のものが多かったのですが、都市計画マスタープランなど、市さんが書かれている文章のテイストが変わってきていますので、そういったところの背景をお聞きしたいと思います。

昨年、社会福祉法が改正されて、この4月から施行されるということで、今まで社会福祉法第4条の中で、老人と障害者と子育て、この3つを守っていきましようとして社会福祉の計画の中で考えられていました。それが、この4月から第4条2項というのができまして、その中で地域の住宅環境の問題、労働環境の問題、教育も含めて地域福祉をしていきましようとなります。介護のスタイルが地域包括ケアではなくて、地域包括支援という内容で法律が変わってきます。実際に今年度、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、障害者計画及び住生活基本計画などもあると思いますが、この計画を策定する際、社会福祉法の改正も含め、どのような視点で捉えられたのか教えてください。

(齊藤推進監) 社会福祉法第4条に限ったことではないですが、地域共生社会の実現に向けて法改正が行われていますが、現在、福祉総務課が、障害者計画、障害福

祉計画と障害児福祉計画を今年度計画策定する予定としております。策定に向けて、策定部会、作業部会、策定委員会などがありまして、私どもまちづくり推進課もその部会員になっており、相互に連携を図っています。さらに、住生活基本計画は、現在、私どもまちづくり推進課が昨年度から策定に取り組み、今年度中の策定を予定しています。また、空家等対策計画も来年度の計画策定を予定しています。そちらの計画に関しても、福祉部局と連携していますので、法が改正されて、今後何か動きがあったとしても相互に連携しながら進めていきます。

（稲垣委員）社会福祉法の改正について、反映できるようにして欲しいと思います。法に市長村の責務が記載されていますので、庁内でしっかり連携を取っていただくようお願いしたいと思います。

（瀬口会長）今の説明ですと、地域共生社会等について、住んでいる方の居住の問題は、住生活基本計画で市域全体において対応し、この立地適正化計画は中心部の立地促進を狙っているのですね。今言われたように生活自体は全市域で対応するということだと思います。ありがとうございます。他にどうでしょうか。

（瀬口会長）パブリックコメントのご意見等も含めて、考え方とか分析の仕方等についても、2か年に渡り策定作業を進めていただいたわけですが、途中段階でもご意見をいただきましたが、居住部分が今回新たに入っていますので、今の稲垣委員さんからのご意見はごもっともだと思っております。他にはよろしいでしょうか。

（太田委員）中心市街地において、現状、老人が多く空き家が増えてきている状況になってきています。空き家がそのままになっていると、住環境を守るという点で困難になってきていますので、そこをなんとかできる方策を考えてもらえたらありがたいなと思うのですが。例えば、空き家になったとしても、家があれば固定資産税が安いという現状もありますので、何年も空き家のままになっているというところもあるわけです。外から見れば、ツタが張ったような家もあります。果たして、それが街の環境に良いのかどうか。一方、中心部では、若い人が住みたいというこ

とで土地を探していることもありますので、そういうのも含めて何か対応が取れるようなことを考えてもらい、この計画にも掲載されると良いと思います。

(齊藤推進監) 先ほど話をさせていただいたとおり、私どもまちづくり推進課の中では、住生活基本計画は今年度の計画策定を予定しています。それは、住宅全般をどうしていきましょうと方向性を決めるための計画です。また、そのひとつの方策としましては、大きな問題となる空き家的问题があります。そこで、空家等対策計画を今年度から来年度にかけて検討し、策定する予定としています。今、空き家が問題視されていまして、大きく2つ流れがございます。本当に朽ち果てる、周りにも影響を及ぼす、環境にも良くない、景観上もよくない「特定空家等」の問題。一方、住むことができる、ただ空いているだけの空き家、それをどう利活用していくのか、この2つの流れがあります。空家等対策に関する法律ができたことから、現在、空家等対策計画の策定を進めています。空き家の利活用を含めて、今年度から来年度で計画を作っていますので、その中で方針を示す考えです。また、皆さんご存じだと思うのですが、柱や屋根があり、家があれば宅地とみなして、固定資産税の特例があります。一方、協議会において、外部の皆さんから意見をいただいた上で「特定空家等」と判断した場合は、助言・指導、勧告、命令などして、これを取り壊してくださいと話をすることができます。さらに、勧告することにより固定資産税の特例はなくなりますので、適切な管理を誘導できると考えています。「特定空家等」を壊すという考え方と、使えるものについての利活用の検討を行っていますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(太田委員) 是非そういったことも計画の中に表記してもらえると、読んだときに、各個人が管理していない空き家を壊さないといけないという意識を持たれると思うので検討して欲しいと思います。

(齊藤推進監) 本計画の誘導施策のひとつに「住宅や住宅用地の創出に向けて空家等の有効活用」を記載していますので、ご確認いただければと思います。

(太田委員) わかりました。

(瀬口会長) はい、ありがとうございました。高齢者の居住環境を良くすること、同時に住まわれていない空き家に対しての利活用の促進というご意見だと思えます。空き家の対策だけでなく、住まい手側の環境改善もあわせて進めて欲しいという意見だと思えます。

他には、どうでしょうか。

私としては、刈谷市の立地適正化計画は、よくまとまった計画だと思えますけど、辛口のご意見もいただけると、より計画がシャキッと良いかと思えます。いかがでしょうか。

(瀬口会長) その他、何かご意見等はございせんか。他にご意見等もないようですので、ただいまの諮問第1号につきましては、原案どおりとの答申でよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めまして、諮問第1号は原案どおりといたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。事務局から何かありますか。

(事務局) 平成29年度に予定している都市計画審議会は、今回をもちまして最後となります。皆様をお願いしている都市計画審議会委員の任期は28、29年度の2ヶ年ですので、今年度3月末で任期満了となります。2年間慎重な審議をいただき、ありがとうございました。

次期都市計画審議会の委員につきましては、来年度から31年度までの2ヶ年の任期で、これまでとおり4月をお願いする予定であります。本日出席していただいております委員の皆様の中には、引き続き委員をお願いする方もみえるかと存じますが、その際はご協力の程よろしくお願い致します。

なお、次年度の開催日程につきましては、例年とおおり年3回程度を目処に開催する予定であります。今後案件の調査等を行い、具体的に開催日や内容が決まりましたら、新委員の皆様にお知らせする予定としております。以上です。

(瀬口会長) これをもちまして、平成29年度第2回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。